平成２３年（フ）第２３０５号
福岡県福津市津屋崎８丁目６番24号セジュール田園102号
債務者　戸田　修治
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３０６号
福岡県福津市津屋崎８丁目６番24号セジュール田園102号
債務者　戸田　裕美
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３０７号
福岡市早良区四箇２丁目２番21号
債務者　板井　陽介
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３４７号
福岡県糟屋郡志免町田富４丁目７番11号ミアカーサセリＡ103号
債務者　北原　香織
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３４９号
福岡市南区大橋４丁目21番25―601号
債務者　廣田　忠久
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３５０号
福岡県春日市須玖南１丁目105番地門司コーポラス501号
債務者　加茂　浅美
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３９３号
福岡市西区姪の浜３丁目20番８号
債務者　永田　貴子（旧姓冨永）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４０４号
福岡県筑紫野市二日市中央３丁目９番18―401号
債務者　澤田　一騎
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４０９号
福岡市西区福重４丁目４番13号
債務者　伊藤貴美子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４２７号
福岡市東区香椎駅東１丁目20番14号
債務者　北川　重晴
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４２８号
福岡市城南区東油山１丁目１番16号
債務者　梅崎美津子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４３７号
福岡市東区土井１丁目23番１―202号
債務者　橋場久美子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４５２号
福岡市東区原田２丁目29番39―101号
債務者　長谷川誠治
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４６４号
福岡県朝倉市古毛1632番地
債務者　熊谷　文雄
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４７５号
福岡市早良区野芥４丁目31番８―302号
債務者　帆足　玉枝（旧姓西尾）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４７６号
福岡県糸島市美咲が丘１丁目５番11号
債務者　堤　　恵理
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４７９号
福岡市南区井尻２丁目22番２―303号
債務者　長谷川　聖
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４８２号
福岡県朝倉市上寺673番地１
債務者　井上　正美
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部